

入院時食事療養（Ⅰ）に関する掲示

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。

食事は医療の一環として提供されるべきものです。当院では、管理栄養士の管理により、患者様の年齢、病状によって適切な栄養量及び内容の食事を適時（朝食7：30、昼食12：00、夕食18：00）に、配膳車を使用し適温で提供しています。

入院時食事療養費の患者様のご負担金額

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
● 限度額適用区分「ア～エ」	● 現役並み所得者 ● 一般所得者	490円	
● 限度額適用区分「オ」 (低所得者：住民税非課税)	● 低所得者Ⅱ	90日目まで	230円
		91日目以降	180円
該当なし	● 低所得者Ⅰ (老齢福祉年金受給権者)	110円	